出雲神話圏とカミムスビの神

じめに

は

まの神であるとする説が従来から対立をみせたまま現在に至っていた。 大全く無視されても神代史の大筋には何ら支障をきたさぬ(書紀本 文参照)程度の神格である。それにもかかわらずわたくしはこの神 に心ひかれてならない。それはカミムスビの神と出雲神話圏の特異 に心ひかれてならない。それはカミムスビの神と出雲神話圏の特異 な関連性の故である(古事記、風土記参照)。 な関連性の故である(古事記、風土記参照)。 な関連性の故である(古事記、風土記参照)。

とができる。これら出雲神話圏に関する諸問題をとく前提として、(1)。 もし出雲系であるなら、生産力の神格化にふさわしい行為も語られている力ミムスビの神の形成過程を探ることは出雲神話圏の神格れている力ミムスビの神の形成過程を探ることは出雲神話圏の神格れている力ミムスビの神の形成過程を探ることは出雲神話圏の神格の頂点的存在になり得た理由およびその過程を究明すれば、記紀的世界に対する出雲の世界の自己主張の仕方を一層あきらかにすることができる。これら出雲神話圏に関する諸問題をとく前提として、金いできる。これら出雲神話圏に関する諸問題をとく前提として、とができる。これら出雲神話圏に関する諸問題をとく前提として、とができる。これら出雲神話圏に関する諸問題をとく前提として、とができる。これら出雲神話圏に関する諸問題をとく前提として、といている。

倉塚曄子

の分布の仕方および書紀と重複する同神の伝承の性格を論拠として論を得たのだが、本稿はその続稿として、出雲における同神の伝承現われ方の矛盾、カミムスビを祖とする諸氏族の性格、系譜的資料現かれ方の矛盾、カミムスビを祖とする諸氏族の性格、系譜的資料のよムスビの神が出雲系の神格であることを証するのが本稿の目的カミムスビの神が出雲系の神格であることを証するのが本稿の目的

(1)

先に得た結論を再確認してみたい。

古墳その他の遺物の出土状況から、出雲国では、次の三地域が政治的文化的中心であったという推測ができる。しかも各地域の大型治的文化的中心であったという推測ができる。しかも各地域の大型

1熊野神社を上流にもつ意宇川流域―後期様式のもののみで占めら1熊野神社を上流にもつ意宇川流域―前期・後期両様式の大型古

大社所在地でもある1、2の地域は、強大豪族の根拠地であった3島根半島一帯―前期相のものが圧倒的

5

7

の成長過程の何らかの反映があるとみてよい。 に違いなく、古墳の相の相違には、出雲全土統一以前の地域的勢力

測できるが、実はこの地域に限って、神魂命の伝承が分布している る半島一帯および出雲郡の宍道湖西岸沿い地域については、少くと ところで、第3地域、詳しく言えば、多太川、佐太川を中心とす かなり早い時期に、相当有力な豪族の占拠地であったことが推

2 嶋根郡加賀郷 加賀神崎 御子神枳佐加比賣命佐太大神を生む 右伝承を詳述

のである。

(但し神門郡は例外

3 生馬郷 御子神八尋鉾長依日子命の鎮座伝承

法吉郷 御子神宇武加比賣命の鎮座伝承

出雲郡漆沼郷 楯縫郡郡名 神魂命、大穴持命の神宮造営を指図する

以上のうち、5を除けば、全て命の御子神伝承であり、この点か 神門郡朝山郷 宇賀郷 御子神真玉著玉之邑日女命を、大神妻問う 御子神綾門日女命を大神妻問う 御子神天津枳比佐可美高日子命の鎮座伝承

承は比較的少ない(五例)のだが、 そのうち三 例 は 御子神伝承であ らくその地域に土着の神々である。第3地域には大穴持命関係の伝 る。それらの大部分は出雲のしかも一地域にしか伝承をもたぬおそ らすれば、神魂命はこの地に深く根づいているようにはみえない。 御子神伝承と言えば、大穴持命も各地に御 子神 を 分 布させてい

いなかったからである。

地域とほぼ同数のこの地域には大穴持命伝承が十二例分布している ない山間部地帯(大原・飯石・仁多三郡)である。総伝承数は第3 が、それらは全て命自身について語るものばかりである。

照応させれば宍道湖沿岸はもっとも初期に開発可能な条件を備えて 部の谷間傾斜地の開発耕地化という過程である。この一般的過程に な土地に始まり、生産技術、労働要具の発達にともなう広範な平野 うであったと考えられる。すなわち、木製農具で開拓可能な、 部湿潤地の利用開始、更に強力な鉄製具を駆使しての丘陵また山間 も水利が自然条件として整っている沖積平野低湿地帯の狭い分散的 る。稲作農業の初期から後期への耕地の拡大過程は一般的に次のよ この二地域は、実は文化的発展段階においても著しく対照的であ しか

発のおくれたこの地域に、 で大穴持命はその土地の命名者となり、また同神の御田や御財の所 耕地開発が平野部から山間部へと進み始める段階に至ってからのこ 在が語られているのである。そして同神自身の伝承が多いのは、 とであろう。だからこそ三郡の至るところにみられる農耕伝承の中 は、大量の鉄製労働具と労働力を動員し得る族長層の出現をまって 独自の神格をもつ文化圏がまだ成立して

穴持命が「五百津鉏猶取々而所」造"天下」大神」として形象されるの

おり、一方山間部三郡の開発はもっともおくれたと考えられる。大

によるものであろう。在地の信仰に支えられた、 が既に存在したために、作為的に縦の血縁関係を結ぶことでしか、 われるが、主として御子神伝承の形でしか現われないのも同じ事情 穴持命を拒もうとする在地の信仰圏の意志を物語っているものと思 一方第3地域における大穴持命伝承の数の少なさは、それ自体、大 無視し得ない神格

で第3地域と著しい対照を示すのが、上述三地域のいずれにも属さ

て両者を同等に考えることはできないのだが、大穴持命伝承に関し

布させているかは、その神の信仰勢力の強さの相違によるのであ る。或る神が自身の伝承と系譜的関係をもつ神の伝承といずれを分

状況から比較的早期に文化的発達をとげていたと考え得る第3地域 と同様特に大神とよばれている。佐太は狭田の意であろうから(国 には、佐太大神を中心とする独自の信仰圏が形成されていたようで 支配を及ぼすことができなかったのである。立地条件や古墳の出 わたって伝承され、太陽神的な誕生譚をもち、大穴持命、熊野大神 系譜的には神魂命を祖母神とするこの神は、嶋根秋鹿二郡に

引きの詞章に狭田とある)稲作農業の極く初期に形象された神と言

が、同神を高天原系と考えるなら、この偏在状態をいかに解釈でき と思うのだが、 に大穴持命に象徴される統一勢力下にはいっていたと考えられるの れる必要があろう。第3地域は、大和勢力が出雲におよぶ前に、 雲全域にわたって、しかも大穴持命や須佐乃烏命に関連させて語ら ってカミムスビの神が出雲の世界に登場したのであるなら、 るだろうか。もしも中央の勢力を出雲へおよぼそうとする意図によ い文化圏であったこの地域で生まれた神格であることを語っている せない。わたくしは、この偏在状態こそ、神魂命が出雲のしかも古 であって、大和側が特にこの地方に限って顧慮する理由は何ら見出 神魂命伝承が分布してい るのは、 同神自身の唯一の伝承からこの点はさらにあきらか 右のような特殊 な地域なのだ 当然出

(2)

神魂命が采配をふるったとある。その際に下された神魂命の神詔と 内容文辞共に著しく類似した伝承が高皇産霊尊の神詔として書紀国 郡名由来の条によると、大穴持命の神宮造営にあたって

> 譲りの条の一 書に採録されているのである。

土 記

而 此天御量持而 所、造。天下。母株郷持而 百結結八十結結下め△△△△△五十足天日栖宮之縦横御量 千五十足天日栖宮之縦横御量 千 大神之宮造奉詔而● 所"以号"楯縫'者 神魂 命詔•

> 日1……夫汝所、治顕露之事 時高皇産霊尊……勅』大已貴神

汝則可"以治

天下給之 爾時退 御子天御鳥 "百八十紐: 其造」宮之制者 神事: 又汝応、住天日隅宮者,今 宜』是吾孫治」之 当,供造, 即以:|千尋栲繩| 結為

仍至、今楯桙造而 佃1 又為-汝往来遊! 高橋浮橋及天鳥船亦将"供造" 又為,汝往来遊、海之具, 又将,田供

給所 下来坐而

是也

大神宮御装束**楯造始**

命楯部為而

奉"於皇神等"

又於"天安河"亦造"打橋 又供

題はこの伝承が本来出雲側大和側のいずれで成立したかという点に これ程までの類似は唯一の例であり極めて特異と言わねば なら な りもみせず、風土記とはほとんど無縁に思 われる 書 紀において、 郷・大原郡来次郷等)が、それらは極めて断片的な地名説話であっ の出雲系神話と内容が一部分重る説話がいくつかある(意字郡 (ゴヂック部分参照)。出雲風土記には(以下風土記と略称)古事記 て文辞の上の類似点など見出すべくもない。まして古事記程度の重 ほぼ同内容のこの二伝承は、文辞の上でもかなりの類似点をもつ 両者の間には何らかの資料的関連を十分想定し得るのだが、問

える。しかし漢文でも、特に主題として提示したい場合、または長い

両書の文体上の相違は、風土記がほとんど日本語の語順のままに記 であるが、以上の口承語的な特徴はあきらかに風土記的と言える。 国引きの詞章を除いてこの程度にせよ韻律的な文章は当風土記に稀 重複語法(△印・印部分)と相まって口承的な響きを伝えている。 らかに韻律的であり(〇印部分)、 風土記に一般的な、 古態を示す ところで引用文の比較によってもあきらかであるが、周知の如く 右の二文のうち風土記の方は少くとも書紀との比較の限りであき

文上注目すべき点がある。これらの文ではいずれも動詞の目的にあ 古事記上巻と比較すれば、漢文的という特徴は神代巻においても著 たる語(=線部分)が動詞(~部分)に先行している。これと同じ構文 しい。この点を念頭におくと、右の書紀文中のaldの四文には構 巻には伝承の性質上漢文としては破格の和文的表現もみられるが、 全巻ほぼ正格の漢文体で一貫されているという点にある。書紀神代 述する顕著な和文体(但し伝説部分に限る)であるのに対し、書紀が

てそれが一般的な語順なのであるからむしろこの現象は当然とも言 ち和文的性格の著しいもの程この構文が多いのである。日本文とし に集中している)全体量の少ない前者に多く現われている。すなわ 較すると記三六例に対し紀一五例であり(うち四例が右の引用部分 代の部分(以下単に記・紀という場合神代巻を指すこととする)を比 こらされている地誌的部分にはほとんど現われない。一方記・紀神 ない。しかし文選の語句の引用などにより、純漢文体として工夫の 承部分ではこのような構文が一般的で漢文的語順のものはむしろ少

> 文に違いない。だが問題の構文が日本文としては一般的であるのに この場合日本文と漢文の構造は一致するわけである。したがって上 用文中三例の「者」のうち③を除く二例が漢文的にではなく日本語 四文が和文的構造にひかれてできたものかも知れぬという可能性が 対し、漢文では意識的に目的にあたる語を取り出さぬ限りは、それ きない。この四文もCを除けば少くとも語順に関する限り正格の漢 記四文のごとき構文をもって直ちに和文的ということはもちろんで 語の場合、目的にあたる語を先行させることは少しも異例ではなく、 生じてくる。その可能性は次の事実でかなり確実になってくる。引 は動詞の後におかれるのが普通であるという相違点を考慮すれば、

今便宜上大漢和辞典の分類に従って整理してみると屢々現われるの は次の七種の用法である。

の係助詞「は」として用いられているという事実である。

漢文の「者」字には様々の用法があるが、三書にみえる「者」を

a もの、人、事、物等を指していう。

С ば、れば、順接の助詞

b

は、とは、差別の助詞

現われ方を記紀風土記三書についてみると、先述の如く風土記伝

f こと、動詞形容詞又は句に附してこれを名詞とする助詞 е d ころ、時を示す語にそへる助詞 語勢を強める助詞

g や、なり「也」に同じ

すが三書においても当然漢文体に近い程「者」の現われ方は少い。 も、特に必要でない限り省略しようとするのが普通である。後に示 る傾向があり、この、国語の辞に相当する機能をもつ「者」にして 大体漢文には、必要な事の頂点以外はできるだけ省略しようとす

神代巻に比較して三巻以下では使用がごく稀である。 、土記でも地誌的部分には全体の一割弱しか現われず、 書紀でも、

先述のfで、ついでb、c、e、g等が比較的よくみられる。 漢文における助字としての「者」の用法でもっとも一般的なのは

に対し、三書全体として特に目立つのは、bもしくはdに準ずる用 たるは」といった語気を含んでいる。「者」のこう いう 機能は係助 をもち、「は」と訓読されることが多いが、その場合「…とは」「… における「者」は、ある語を特にその文の主題として提起する機能 法で「は」(「どは」「をば」)と訓ぜられている例である。漢文でb用法

ことに好都合であった。 そのゆえに、b、cに準 ずる 用例の中に した、完全な日本語の「は」としての用例が多く現われてくるのも 記・大穴牟遅神妻問い一)一方、漢文の助字のニュアンスは全く無視 — 「所,以避,者 其八十神各有,欲、婚,稲羽之八上比壳,之心····」— 所、謂黄泉比良坂者 今論。出雲国之伊賤夜坂、也、」―記・黄泉国訪問 は、漢文的語法にかなった用法も少なからず存する(たとえば「其

た時、日本語の情緒表現に不可欠な辞の一つとして利用するにはま 詞「は」と共通点をもつため、漢字で日本語を綴らねばならなかっ

「言状者 此鉤者淤煩鉤 須須鉤 貧鉤 宇海当然と言える。次の数例はその顕著な例である。 海幸・山幸― 火者焼過」―記・根国訪問③ 宇流鉤 云而 記

「曾毘良邇者④ 負:1千入之報:」一記・須命昇天一

ない口頭的な呪文の文中である、③の場合も特に「火」を他の物と区 は不必要であり、②は「とは」という語気を添える必要は認められ ①の場合「者」自体が状態の意味をもつから「状」と重ねること

> も完全に日本の「は」の意味で用いられていると言える。さらに④は 別し強調する必要は全くみられないのであるから、 いわば「は」の訓仮名として使用されているとしか考えられない。 今この用法における「者」を三書から拾うと次のようである。 これらはいずれ

| | 書紀 | 古事記 | 風土記(部分の用) |
|----------------|-----|-----|-----------|
| ①「者」字総数 | 166 | 260 | 64 5 |
| ②b、cに準ずる用例 | 42 | 165 | 49 |
| ③②のうち純粋な日本語的用例 | 13 | 111 | 22 |
| | | | |

(但し紀記は神代巻に限る)

増す可能性があり、わたくしにとってより好都合だがこの数字でも のみ拾ったものである。②の残る例をさらに厳密に検討すれば③は 大体の傾向はあやまりなく示されている ③は区別のあいまいなものは除き、確実に日本語的とみられる例

のである。従って右表②とりわけ③に該当する「者」の有無や多少 味している。古事記に、漢文としては異例な程「者」が現われるの 「者」が主に和文体的記述を助けるために用いられていることを意 記および風土記伝説部分における②に対する③の比率の高さは、 実は和文体的記述に必要な「は」として使用されているからな

みなし得るが、①②はいずれも係助詞的用法とみなす方が妥当であ 問題の書紀文中に現われる三例の「者」のうち③は漢文の助字と

ある文の和文的傾向の有無もしくはその程度を知る有力な一徴

証となり得る。

来ない。これらの「者」はあきらかに日本語の「は」を意識して用いう構文になるべきで、そうでない限り「者」は特に必要となって「者」を用いるとすれば慣用として「汝之所応」住天日隅宮者」と縫之白楯」と区別して強調する必要はみとめられない。 b文でもし以って特に他の物たとえば「高橋浮橋・天鳥船」もしくは「百八十以って特に他の物たとえば「高橋浮橋・天鳥船」を「者」でる。前後の文脈からすれば「天日隅宮」「造営之制」を「者」で

和文的な世界すなわち風土記的な世界で成立したということは言えれていくつかの特徴をもつのである。その特徴がこの条に固有のもので成立したことを語る有力な一証となろう。引用した風土記の文自なり和文的な資料を下敷とし、それを漢文的に整備することによった四文も、和文的構文にひかれて成立したものとする可能性はかなた四文も、和文的構文にひかれて成立したものとする可能性はかなた四文も、和文的構文にひかれて成立したものとする可能性はかなた四文も、和文的構文にひかれて成立したものと言わればならない。

(3)

。 さらに書紀一書の内容からも右の点を裏付け る こ と が可能であ

照)。さらに右の引用箇所の後には、大国主祭祀のための諸具を作りみられない大国主神祭祀の諸条件が加えられている(左傍点部分参先の二文を比較すると高皇産霊尊の神詔には、神魂命のそれには

、大穴持命の信仰的権威に服従していった築郷)諸伝承等、これらは、大穴持命の信仰的権威に服従していった神の御蔭、御杵、御冠であると語り(神門郡田俣山以下)御子和加大神の御蔭、御杵、御冠であると語り(神門郡田俣山以下)御子和加大神の御蔭、御杵、御冠であると語り(神門郡田俣山以下)御子和加大神の御蔭、御杵、御冠であると語り(神門郡田俣山以下)御子和加大神の強、御杵、御冠であると語り(神門郡田俣山以下)御子和加大神の強流、御行、御冠、御子、大神の社そのもの、種々の役割分担をきめたという記事が続く。この一書第二条仕する神々の役割分担をきめたという記事が続く。この一書第二条任する神々の役割分担をきめたという記事が続く。この一書第二条任する神々の役割分担をきめたという記事が続く。この一書第二条任する神々の役割分担をきめたという記事が続く。

部分は、直接間接いずれにせよ出雲側の資料にもとずいていると言関する独自の主張に通ずるものがある。神詔を含む一書第二の前半日命に大国主神祭配を任命しているのも、国造神賀詞の天穂日命に本仕の伝承を一つに統合したような形をなしているのである。天穂一書第二の前半はまさしく出雲各地に散在するこれらの大穴持命地の神がすすんで奉仕しようとしたことを語るものに他ならない。

の典型であってこの古い文化圏に大穴持命の勢力がおよんだ際に在在地勢力の奉仕の姿を語るものであるが、神魂命の伝承もその一つ

むすび

ってよいであろう。

格化である。このような神が形成され系譜化され始めているところとき具象物の神格化ではなく、生産力というような抽象的概念の神大神等土着の神格より後次的な所産であろう。しかも狭田の神のご地域への根づき方は意外に浅いと言わねばならない。おそらく佐太第3の地域で生まれた神格であると結論する。そうは言ってもこの以上の諸点によってわたくしはカミムスビの神が出雲側のしかも以上の諸点によってわたくしはカミムスビの神が出雲側のしかも

題としたい。

のような様々の興味ある問題が提起されてくる。これらは今後の課

役をつとめるのをもっぱらとして、ムスビの神にふさわしい行為は 途中から突然高木神と改称され、天孫降臨に際し天照大御神の補佐 問いに関連してくる。わたくしが右に得た結論を前提として、以上 できよう。これは世界に普遍的な生成力の根源たる大地母神が、わ よって、わが国における、生産力の神格化の特殊性をさぐることが 何一つ語られていない高天原側のタカミムスビの神との比較分析に れる。また中央神話体系の頂点に位置するに至った経過は、出雲文 が国の神話に極めて不明瞭な姿でしか現われないのはなぜかという 化圏の勢力伸長と関連する興味ある問題である。さらに、古事記で 出雲における神話的思考力の発展過程を看取し得るように思わ

註① それぞれ多少ニュアンスの相違はあるがカミムスピの神に 一天原説 いては、次の各氏の説がある。

石母田正氏「国作りに関する覚書」(「古事記大成文学篇」所収) :田左右吉氏「日本古典の研究」下巻第六篇

梅沢伊勢三氏「古事記、日本書紀」

出雲説

松村武雄氏「日本神話の研究」第二巻第一章 安藤正次氏「出雲国造神賀詞考説」(「古典と古語」

(3) (2)拙稿「出雲神話圏の問題」国文第二十号 山本清氏「遺跡の示す古代出雲の様相」(「出雲国風土記の研 所

(4) 第1地域意宇郡一郡に八例、第2地域出雲神門二郡に十例の 所収) および同氏の御教示による。

- 大穴持命伝承が分布している。
- (5) 年報一) 参照 鴻巣隼雄氏「古事記上巻に見える一聯の特殊語法」 (古事記

る有効な一手段である。

なお同氏はふれておられないが、

反覆語法は、

口承性を支え

(6)り、神代上下巻は、独立した一グループとみなされている。従 異にする数グループに分け得る こと は、 差支えないと考えるからである。古事記も当然それに対応する って用字・文体を問題にする場合、この巻だけをとり上げても 神代巻に限るのは、次の理由による。書紀三十巻が、編 ほぼ定 説となってお 者 Ē

よみ方は妥当とは思えない。 では必ず、矣・也・等、他の助辞をともなっているから、この み方もある(国史大系本)が、文末に用いられる「者」は書紀 b文については「者」を文末の助字とみなしてここで切るよ

(7)

上巻に限られることになる。